

確定申告個別相談会

- ★東海税理士会富士支部所属税理士及び当所経営指導員による無料相談会です。
- ★完全予約制（電話、FAXにてご予約ください）状況によってはお断りする場合がございます。
- ★電子申請を推奨しております。マイナンバーカードをお持ちの方はご持参ください。
- ★当日のマスク着用のお願い・体調の悪い方、発熱されている方はお断りする場合がございます。

1. 開催日時 令和3年3月1日(月)～10日(水)

※土日祝除く

※上記の内3月1日(月)～8日(月)の6日間は、東海税理士会のご協力にて、税理士を派遣していただく予定です。

2. 相談時間 9:30～15:30

※12:00～13:00は、休憩のため、11:00以降は午後の予約となります。

3. 開催会場 富士宮商工会議所（富士宮市豊町18-5）

4. 相談対象 個人で事業所得(不動産も可)のある方

※詳しくは裏面『当所で確定申告される方への注意事項』をご確認ください

5. 持ち物

收支内訳書(白色申告者)、收支決算書(青色申告者)、ご印鑑(シャチハタ不可)、代表者の身分証明書(顔写真のあるもの)、当年の法定調書(控)、昨年の確定申告関係書類(写)、代表者のマイナンバー通知カード又はマイナンバーカード

※ e-tax でのご申請の場合、申請者本人のマイナンバーカード又は税務署が発行するID・パスワードが必要です。

※ 他からの給与所得の源泉徴収票、生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、小規模企業共済掛金証明書、社会保険（国民年金保険料）控除証明書、住宅取得控除証明書、その他各種所得控除証明書、医療費控除がある場合はその領収証

★個人事業所の 所得税確定申告期限★

令和3年3月15日(月)

税務署へ直接提出又は郵送

★個人事業の 消費税確定申告期限★

令和3年3月31日(水)

税務署へ直接提出又は郵送

令和2年分確定申告個別相談会 予約確認票 【0544-26-0303 行き】

事業所名	当日連絡先		青色・白色			税理士希望	<input type="checkbox"/> レ点記入	
担当者氏名	申告区分							
希望日	3/1	3/2	3/3	3/4	3/5	3/8	3/9	3/10
希望時間	①9:30～		②10:30～		③13:00～		④14:30～	

※お電話での受付も可能です。【電話番号（経営支援課）0544-26-3101】

※FAXでご予約をいただいた場合、日時確認のため、当所からご連絡をする場合がございます。

※税理士希望にレ点がない場合は、当所職員がご対応いたします。

1. 当所の確定申告個別相談会に参加される方への注意事項

- (1) 個別相談対象者：前年所得（専従者控除及び青色特別控除前）300万円以下の個人納税者（消費税の課税事業者である場合は、基準期間の課税売上高が3,000万円以下の者）である、個人で事業所得（不動産も可）のある方。
- (2) 以下の申告は、当所では対応出来ません。ご了承ください。

対応できない申告	問合せ・相談先
★法人の確定（消費税）申告	○税務署主催の相談会についての詳細は、国税庁のホームページをご確認ください。 ○富士税務署 住所：〒416-8650 富士市本市場 297 番地の 1 電話：0545-61-2460
★農業所得の確定申告	
★山林所得の確定申告	
★給与・公的年金のみ申告	
★贈与・譲渡所得、相続の方	

- (3) 昨年の確定申告を e-tax など手書きの申告書以外でご提出された方は、2021 年分確定申告では、税務署から申告書は届かずお知らせハガキのみとなります。

2. 会計ソフト『やよいの青色申告』が古い方へのお願い事項

会計ソフト『やよいの青色申告』のバージョンが古い方は、最新のバージョン 2.1 への更新をお願いします。更新されていない方については、今回の確定申告個別相談会での対応をお断りする場合がございます。

※青色申告特別控除額改正や消費税 10%・軽減税率制度の施行等、大幅な変更があるため



3. 確定申告の電子申告（e-tax）へのお切替えをご検討ください。

令和 2 年分以後の個人の方の所得税について変更を受け、当所では、今後、e-Tax による申告（電子申告）を推奨していく予定です。つきましては、通知カードのままの方は、市役所で電子申告が可能なマイナンバーカードの取得を行うか税務署で利用通知番号の取得をご検討ください。

《令和 2 年分からの所得税の変更内容》

（2021 年 3 月提出の確定申告より）

- ① 青色申告特別控除額が変わります。
（現行 65 万円⇒改正後 55 万円）
- ② 基礎控除額が変わります。
（現行 38 万円⇒改正後 48 万円）
- ③ 「現行の 65 万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えて e-Tax による申告（電子申告又は電子帳簿保存を行うと、引き続き 65 万円の青色申告特別控除が受けられます。

《電子申告（e-tax）のメリット》

- ★紙での提出の際には必須である添付書類の提出が不要になります！
【例：年金・給与等の源泉徴収票、生命（地震含む）保険料控除証明書、小規模企業共済掛金証明書、社会保険（国民年金保険料）控除証明書等々】
- ★申告書の控えを、PDF 形式でパソコンやスマートフォンに保存できます。
- ★提出期日ギリギリでも税務署へ行かずに申告が可能です。